

八尾市告示第264号

特定事業の選定について

八尾市立病院維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、特定事業として選定するに当たり、客観的な評価を行った結果をPFI法第8条の規定により、次のとおり公表する。

平成14年10月30日

八尾市長 仲 村 晃 義

第1 事業概要

本事業では、医療サービスの向上、患者サービスの向上及びコストの縮減を目的に八尾市立病院の維持管理及び運営を行うものである。

1 対象となる施設の概要

(1) 施設の名称： 八尾市立病院

(2) 施設規模

建築面積： 8,323.68㎡

延床面積： 39,280.07㎡（駐輪場、駐車場合む。）

病床数： 380床

駐車場等： 地下1階及び1階部分 - 293台、1階駐輪場 - 300台

(3) 立地条件

所在地： 大阪府八尾市大字渋川他

敷地面積： 14,999.98㎡

用途地域： 近隣商業地域

建ぺい率： 80%

容積率： 300%

防火指定： 準防火地域

2 事業内容

本事業の内容及び主要業務は、次のとおりである。

(1) 病院施設等の一部整備業務

ア 専ら選定事業者の業務の用途となる設備等の整備に関する業務

イ 病院施設・設備の一部整備に対する改善提案（本体工事等に影響を及ぼさない軽微なもの）業務

上記ア、イについては、本体工事設計施工に関わる既発注部分を除く。

(2) 建設・設備維持管理（ファシリティ・マネジメント）業務

ア 設備管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新等）

イ 外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新等）

ウ 警備業務

エ 環境衛生管理業務（環境測定業務）

オ 植栽管理業務

(3) 病院運営業務（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく政令8業務）

ア 検体検査業務

イ 滅菌消毒業務

ウ 食事の提供業務

エ 患者等の搬送業務

オ 医療機器の保守点検業務

カ 医療ガスの供給設備の保守点検業務

キ 洗濯業務等

ク 清掃業務

(4) その他病院運営業務

ア 医療事務業務（診療報酬請求等）

イ 看護補助業務

ウ 物品管理・物流管理（SPD）業務

エ 医療機器類の整備・管理業務

（選定事業者が整備する医療機器類は、募集要項にて別途提示する。）

オ 医療機器類の更新業務

- カ 総合医療情報システムの運営、保守管理業務
- キ 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）
- ク 一般管理業務（経営改善提案含む。）
- ケ 廃棄物処理関連業務
- コ その他業務

なお、市は、医療法に定める病院の開設者として、病院を開設し、同法及び関連法令の適用のもとで病院を運営・管理するものである。その業務範囲・内容は、次のとおりである。

- (1) 病院施設の設計、建設業務
- (2) 医療法及びその他関連法令に基づき、病院が自ら行わなければならない診療、看護、院内薬剤・服薬指導、生理検査、病院給食運営の総括等、医療サービスの提供に関する業務及び医療管理、病院管理に関する業務
- (3) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関連法令に基づき、市が自ら行わなければならない病院事業の設置等に関する事務
- (4) 一部給食業務の運営
- (5) 主な医療機器類の整備

なお、総合医療情報システムの開発、整備業務については、市が別途選定した富士通株式会社が行う。

3 事業方式

P F I 法に基づき、選定事業者が病院の一部設備、什器、備品等を調達、保有し、契約期間内における施設の維持管理及び医療関連サービス等の運営業務を行う。

病院施設は、市が設計、建設を行い、所有権は市が保有する。また、病院事業の経営及び診療行為については、従来どおり市が行う。選定事業者の所有する設備、什器、備品、消耗品等は選定事業者が所有し、事業期間終了後、市にこれらの所有権を移転するものとする。

4 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

5 市の支払について

本事業について選定事業者と締結する事業契約に基づく市の選定事業者に対する支払は、当該契約に従い選定事業者が実施する業務に係る対価とする。

市は、本事業の運営開始から事業期間にわたる当該対価については、選定事業者に対し、本事業に係る事業契約に定める額を支払う。

第2 事業の評価

1 コスト算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、直接市が事業を実施する場合の公共負担額とPFI事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

ア 市が直接事業を実施する場合

(ア) 算定経費

算定対象とした経費は、維持管理費、運営費、修繕・更新費等の諸経費である。

(イ) 算定の根拠

(ア)の各経費については、現八尾市立病院及び類似病院施設等の実績を基に、関係事業者からのヒアリング等を参考として算定した。

算定に当たっては、各対象業務について現八尾市立病院で行っている事業形態（直営、委託等）を継続すると想定した。

イ PFI事業として実施する場合

(ア) 算定経費

算定対象とした経費は、PFI事業者が負担するものとして、病院施設等の一部整備費、維持管理費、運営に係る人件費（PFI事業者部分）、運営費、修繕・更新費のほかに、アドバイザー費用、諸税、特別目的会社の運営費用を見込み、事業運営が円滑に行えることを想定した。

(イ) 算定の根拠

(ア)の各経費については、同規模の公立病院及び民間事業者の実態を基に、性能発注及び包括発注による効率化や民間事業者の創意工夫が行われるものと想定して算定した。

(ウ) P F I サービス料の支払方法

対価の支払は、開院後、事業期間にわたって均等支払とした。

なお、建物設備、医療機器等の更新費用は、P F I 事業者が要した金額を市が一時金として支払うこととした。

ウ その他共通事項

(ア) インフレ率：現時点では考慮していない。

(イ) 割引率：2.58%とした。

(2) 定量的評価の結果

(1)の前提条件のもとで、市が直接事業を実施する場合とP F I 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中に年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると、P F I 事業として実施する場合は、市が直接事業を実施する場合に比べて、約6.3%のV F M（導入の効果）が見込まれる結果となった。また、このほかに定量化は困難であるが、民間事業者に移転したりリスクがあることを勘案すると、さらなるV F Mの拡大が見込まれることになる。

2 P F I 事業として実施することの定性的評価

P F I 方式を用いた場合、市の財政負担の平準化・軽減の可能性という定量的な効果に加え、次のとおりの定性的な効果が期待される。

(1) 病院運営の非効率性の改善効果

民間企業の経営ノウハウや事業手法の活用により各業務プロセスの改善が期待される。例えば、医薬品・診療材料等の物品購入のシステム化（P O S 導入など）による購入コストの圧縮、医療事務におけるレセプトミスの削減と診療報酬の100%獲得などが期待される。

(2) 業務の効率化とサービス水準の向上

これまで単年度発注・個別発注されていた様々な医療関連業務の外注業務を長期・包括・一体的に発注することにより、複数の業務に関連する業務プロセスの効率化、共通業務あるいは類似業務の集中化による人

件費の削減など、業務の効率化とコストの削減が期待される。

また、複数の業務についてSPC（特別目的会社）が総括的に管理することにより、業務実施手順の見直し、業務間の漏れの排除など、より質の高いサービスの提供が可能となる。（例えば、日常清掃・リネン交換・消毒業務の一体的実施、SPD（物流管理システム）による院内搬送業務の効率化、日常清掃の全体管理など）

(3) 明確な役割分担による業務効率化とサービス水準の向上

PFI手法により、これまで医師や看護師などの医療業務従事者が行っていた付帯業務を民間事業者がサポートすることで、医療従事者の業務負担が軽減され、結果として医療業務従事者は本来業務に集中することが可能となり、患者へのサービス水準の向上が期待される。

(4) 外部委託契約の包括発注による事務手続の効率化

病院事業においては外部委託可能な業務は多岐にわたる。これらの外部委託の契約に係る事務手続は、毎年度、業務ごとに個別に行われていたが、これをPFI手法により包括発注することで事務作業の効率化が期待される。

(5) リスクの効率的な管理・対応

リスク分担を予め明確化することにより、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考えられる。

3 総合的評価

以上のことから、本事業はPFI事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価において効果が発揮されるものと期待でき、また、実施方針公表後の意見招請の結果にみる民間事業者の意向からも、十分に効果が見込まれるものと判断されるため、PFI法第6条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定することが適当であると認められる。